

## バリアフリーに関する基準等

| 施設等           | 内 容（基準の要旨）  | 基準名、条文            |
|---------------|---|-------------------|
| 点状ブロック、線状ブロック | 点状ブロックを階段等の上端部に、線状ブロックを道等から案内設備までに敷設する。また、点状ブロックの形状は、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものとする。                                   | 利用円滑化基準第7条第1項     |
|               | 点状ブロックの形状は、原則として全面を黄色とし、周囲の床材との輝度比を十分に確保して容易に識別できるものとする。  | 建築設計基準3.6.5       |
| 車いす使用者用便所     | 主要階には、原則として、車いす使用者及びその他の多様な利用者の利用を考慮した多機能便所を各階に一箇所設けることとし、呼出ボタン（使用者が倒れた場合でも緊急通報ができる装置）等は、使いやすく、分かりやすい位置に配置する。                                 | 建築設計基準3.3.14      |
| 車いす使用者用駐車施設   | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、次に掲げる車いす使用者用駐車施設を設ける。①幅 350 cm以上。②車いす使用者用駐車施設又はその付近に表示。③利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。 | 利用円滑化基準第12条       |
|               | ①平らな場所に設けること、②車いす使用者用駐車施設から庁舎の出入口までの通路は、利用者が安全に通行できるよう、車路と分離について考慮する。   | 建築設計基準3.1.4       |
| 通路            | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する敷地内の通路の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。  | 利用円滑化基準第11条       |
|               | 歩行者等の動線経路上にある排水溝等の蓋は、杖先、キャスター等が落ち込まない構造のものとし、濡れても滑りにくい材料で仕上げるとされている   | 建築設計基準3.1.6       |
| 案内・標示         | 案内・標示は、目的地までの経路において、現在位置、目的地の位置、目的地までの経路等が逐次確認でき、また、目的地に到達したことが確認できるように案内を配置する。   | 建築設計基準3.6.1       |
| 傾斜路           | 利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、幅は、階段に代わるものにあつては120 cm以上（階段に併設するものにあつては90 cm以上）、勾配は12分の1以下（高さ16 cm以下の場合には8分の1以下）とする。また、              | 利用円滑化基準第13条第2項第4号 |
|               | 利用円滑化経路を構成する傾斜路以外の傾斜の場合、勾配が12分の1を越える場合は手すりを設ける。   | 利用円滑化基準第9条        |
| 居室出入口幅        | 利用居室の出入口幅は80 cm以上とする。   | 利用円滑化基準第13条第2項第2号 |

（注）1 「利用円滑化基準」とは、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」（平成6年法律第44号）の、施設の構造及び配置に関する基準（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令」（平成15年1月22日政令第9号））。「建築設計基準」（平成18年3月国営整第158号）とは、国土交通省が、庁舎及びその附帯施設の建築設計及びこれらの外部環境設計に適用する基準。

2 内容（基準の要旨）は、本調査に関係する各基準の該当部分を抜粋、要約したもの。

# 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)(概要)

(平成16年11月12日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

**指針の目的：行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進する**

情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から策定。

## I 電子的に提供する情報の内容

### 1 行政の諸活動に関する情報

以下の情報については、原則として積極的に提供する。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実を図る。

- 行政組織、制度等に関する基礎的な情報  
所管行政の概要、組織、所在地、電話番号・ファックス番号等
- 統計資料その他の公表資料
- 手続案内情報(申請・届出等)  
例) 情報公開法、個人情報保護法に基づく開示請求手続等

## II 電子的提供に関する留意事項

- 1 国民等一般に対し広く提供する情報は、原則としてホームページに掲載して行う。
- 2 時宜を得た電子的提供を行うとともに、ホームページ等の掲載情報の内容については最新の状態を維持管理する。また、報道発表資料やその他速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努める。
- 3 高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、「ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JISX8341-3)」(下記参照)を踏まえ、掲載情報を同規格に沿ったものとするため、各府省は、必要な修正及び作成を行う。
- 4 ホームページについては、サイトマップ(掲載事項一覧)により掲載情報を迅速に閲覧できるようにする。
- 5 掲載情報の取扱いに関する表示事項を掲載する(掲載情報の著作権、利用、無断改変の禁止等に関する事項)。掲載内容や掲載する広報・報道資料については、その内容に関する問い合わせ先を明記する。

## ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(抜粋)

- 5.2e ページのタイトルには、利用者がページの内容を識別できる名称を付けなければならない。
- ※ 視覚障害のため、音声ブラウザ(音声読み上げ機能のあるウェブ閲覧ソフト)を用い音声で情報を得ている場合、多くの音声ブラウザは、最初にページのタイトル情報を読み上げるため、タイトル情報が不適切な場合、一通りページを読み上げないと目的のページかどうかの判断ができないことがある。
- 5.4a 画像には、利用者が内容を的確に理解できるように代替情報を提供しなければならない。
- ※ 音声ブラウザは画像を音声化できないため、代わりに、ウェブコンテンツ作成時に付された代替情報を読み上げる。したがって、代替情報がないと利用者は内容を理解することができない。
- 5.6c フォントの色には、背景色などを考慮し見やすい色を指定することが望ましい。
- ※ 色覚障害者に配慮し、文字色と背景色の明度の差(コントラスト)を確保することが望ましい。